

証券コード9237
2026年1月15日

株主各位

大阪市西区京町堀一丁目8番33号
株式会社笑美面
代表取締役社長 **榎並 将志**

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年1月29日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://emimen.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月30日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 トレードピア淀屋橋19階
TKPガーデンシティ大阪淀屋橋 バンケット19A
3. 目的事項
報告事項 1. 第16期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るもの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、国内経済は緩やかな回復基調にあります。一方で、不安定な国際情勢を背景とする原材料価格の高止まりは継続しており、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、在宅介護を担う介護家族の介護負担状況は、ビジネスケアラー約318万人（※1）、老老介護約200万人（※2）、ヤングケアラー約32万人（※3）に達するなど、在宅介護を担う介護家族への支援は不十分な状況にあります。また、シニアホームの入居検討においては、適切な情報収集が困難なためにシニアホーム入居に対する誤解等により躊躇や諦めが起こっているケースもあり、介護する側の介護家族においても共倒れのリスクをはらんでおります。

※1 2030年予測経済産業省「新しい健康社会の実現」（令和5年3月）より抜粋。

※2 2030年予測65歳以上の要介護認定者数（厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5年5月分））に、同居介護率及び同居介護内に占める当該割合（厚生労働省「国民生活調査」（令和4年））を乗じ試算。

※3 文部科学省「令和4年学校基本調査」における中学生・高校生の生徒数に、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査報告書」における世話をしている家族がいる率を乗じ試算。

このような環境のもと、当社グループは介護家族の負担を軽減すべく、介護家族が高齢者に対する「心の介護」に専念できるよう「介護家族にとって、シニアホームの利用が『ポジティブ/当たり前』になっている状態」を目指し、当社コーディネーターによる対面相談「家族会議」を経て最適な入居支援を無料で行う「シニアホーム紹介サービス」と、安心して入居できる質の高いシニアホームを増やす支援をする「シニアホームコンサルティングサービス」の継続的なサービス提供に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は1,872百万円となりました。

営業費用は、主に人件費や営業に係る旅費交通費等の増加により1,758百万円、営業利益は114百万円、経常利益は117百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は89百万円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。なお、当社は、2024年9月に株式会社ケアサンクを設立したことを踏まえ、笑美面で行っている事業を「シニアライフサポートサービス」、ケアサンクで行っている事業を「シニアホームコンサルティングサービス」と定義いたしました。

これに伴い、当連結会計年度より、単一セグメントから「シニアライフサポートサービス」と「シニアホームコンサルティングサービス」の2区分により開示しております。

(シニアライフサポートサービス)

当連結会計年度の実績においては、病院に在籍する退院支援等を担うメディカルソーシャルワーカー (MSW) からの「紹介数」が12,501件（前期比48.8%増）、介護家族にとって納得あるシニアホーム選びに欠かせない「家族会議実施数」は8,911件（前期比40.8%増）、入居成約数である「スマイル数」は4,723件（前期比33.0%増）とそれぞれ拡大いたしました。プラットフォームサイト登録数においては、2025年10月期計画8,000ホームを上回る、10,212ホームまで登録が進みました。

当事業では、入居支援を担うコーディネーターの採用・育成が社会課題解決を加速させると考え、前期同様に積極採用を実施し戦力化を進めてまいりましたが、採用した人材の育成に遅れが発生し、予算計画に比し収益及び利益を押し下げる結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は1,549百万円となりました。

営業費用は、主に計画どおり人員を拡充したことによる人件費の増加及び営業活動の強化による旅費交通費の増加が発生しました。営業収益が予算を下回った一方で営業費用が概ね予算どおり消化された結果、セグメント損失は19百万円となりました。

なお、2025年7月に持分法適用関連会社となった株式会社Funtocoについては、持分法による投資利益を3百万円計上しております。

(シニアホームコンサルティングサービス)

2024年9月にサービスの質の高いシニアホームを世の中に増やすことを目的とし、株式会社笑美面からシニアホームの新規開設に係るコンサルティングサービスを独立させ、株式会社ケアサンクを設立いたしました。ケアサンクではシニアホームコンサルティングサービスを中心にサービスを拡充し展開しております。

当連結会計年度は、案件の獲得と成約が順調に進み、営業収益は323百万円となりました。営業費用は、案件の成約が増えたことにより計画より増加いたしましたが、営業収益の増加で吸収し、セグメント利益は134百万円となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資額は、58百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア（ケアプライムコミュニティサイト）	13百万円
拠点オフィス開設費	41百万円

(3) 資金調達の状況

当期においては、子会社である株式会社ケアサンクにおける運転資金の確保を目的として長期借入金35百万円を調達いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年7月25日付で、株式会社Funtocoと業務提携契約を締結するとともに、株式会社Funtocoの普通株式280株を116百万円で取得し、同社を持分法適用会社としております。

本件を通じて、当社グループと株式会社Funtocoの間で業務提携を行うことにより、当社のお客様であるシニアホーム運営事業者に対して人材の供給という新たな価値を提供することができるようになることに加え、新たな出店を目指す事業者に対して、当社からは入居者、株式会社ケアサンクからは物件、そして株式会社Funtocoからは人材を提供できるようになります。グループ全体として、介護家族に安心を提供するシニアホームの増加を促進していくものと考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第13期 自 2021年11月1日 至 2022年10月31日	第14期 自 2022年11月1日 至 2023年10月31日	第15期 自 2023年11月1日 至 2024年10月31日	第16期(当期) 自 2024年11月1日 至 2025年10月31日
営業収益	— 千円	— 千円	— 千円	1,872,987 千円
経常利益	— 千円	— 千円	— 千円	117,054 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	— 千円	— 千円	89,670 千円
1株当たり当期純利益	— 円 銭	— 円 銭	— 円 銭	22.12 円 銭
総資産	— 千円	— 千円	— 千円	1,377,811 千円
純資産	— 千円	— 千円	— 千円	813,474 千円
1株当たり純資産	— 円 銭	— 円 銭	— 円 銭	200.42 円 銭

- (注) 1. 第16期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第15期以前の数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
3. 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の議決権比率	主な事業の内容
株式会社ケアサンク	大阪府大阪市 中央区	10	100.0%	シニアホーム新規開 設コンサルティング

(7) 対処すべき課題

当社グループは、事業を通じて介護家族が高齢者に対する「心の介護」に専念できるよう、「介護家族にとって、シニアホーム介護の利用が『ポジティブ/当たり前』になっている状態」を目指し、社会変化(インパクト)「介護家族が心の介護に向き合い、高齢者が笑顔で居る社会」の実現に向け、中長期的に各サービスにおいて、以下の取組みを推進してまいります。

① 「マッチするシニアホームとの出会いにより、負担が軽減している介護家族が47都道府県で増加」

シニアホーム紹介サービスにおいては、入居検討者がシニアホームへの入居を検討するにあたり、家族との話し合いの場（家族会議）を持つことで、家族内でシニアホームの納得感が醸成され、家族をシニアホームに入居させることに対する介護家族の心理的負担が大きく削減されると考えており、シニアホームへの入居を検討している家族に対して家族会議の場を持つことを推奨し、それを経営指標としてモニタリングしております。今後もサービスの深耕及び拡大のため、継続的にコーディネーターの積極的な採用と教育体制の強化による戦力化に注力することにより、社会インパクトの創出に努めてまいります。

② 「自らの強みを伸ばしてサービスの質を上げ、介護家族に安心を提供しているシニアホームの増加」

プラットフォーム「ケアプライムコミュニティサイト」に参加するシニアホームの経営・運営に資する情報の流通を実現し、それを活かしてサービスの質を向上したいという意欲の持つシニアホーム運営事業者に必要な情報を提供するものであり、特に、加盟するシニアホームに自らの強みを認識いただくことに重点を置いております。今後も登録数の増加に加え、プラットフォーム「ケアプライムコミュニティサイト」の提供価値を明確に伝え、参加者の理解を深めることで社会インパクトの創出に努めてまいります。

加えて子会社の株式会社ケアサンクで行っているシニアホーム新規開設コンサルティングサービスにおいては、当社がこれまで培ってきた知見やノウハウを活かした新規シニアホームの開設支援を行うことにより、介護家族に紹介可能なシニアホームの絶対数を増加させる取組みを行っております。既存のシニアホームに対する取組みに加え、新規のシニアホームの創出も行うことで、介護家族に安心を提供しているシニアホームの増加を加速させてまいります。

(8) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

事業区分	事業内容
シニアライフサポートサービス	・シニアホーム紹介サービス ・ケアプライムコミュニティサイト
シニアホームコンサルティングサービス	・シニアホーム新規開設コンサルティングサービス ・シニアホーム不動産流動化サービス

(9) 主要な事業所（2025年10月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
大阪本社	大阪府大阪市西区
東京神田オフィス	東京都千代田区
東京五反田オフィス	東京都品川区
神奈川オフィス	神奈川県横浜市港北区
埼玉オフィス	埼玉県さいたま市大宮区
愛知伏見オフィス	愛知県名古屋市中区
愛知名駅オフィス	愛知県名古屋市中村区
新大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区
大阪京橋オフィス	大阪府大阪市都島区
大阪難波オフィス	大阪府大阪市中央区
兵庫西宮オフィス	兵庫県西宮市
兵庫三宮オフィス	兵庫県神戸市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市南区

(注) 2025年11月1日付で、新たに札幌オフィス（北海道札幌市北区）、東京新宿オフィス（東京都新宿区）、東京町田オフィス（東京都町田市）、千葉オフィス（千葉県船橋市）、広島オフィス（広島県広島市中区）を開設しております。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ケアサンク	大阪府大阪市中央区

(注) 2025年11月1日付で、東京都港区に株式会社ケアサンク東京支社を開設しております。

(10) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
188名	—

(注) 第16期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比数値は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179名	57名	34.7歳	2.1年

(注) 従業員数の増加の主な要因は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(11) 主要な借入先（2025年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	55,114 千円
株式会社紀陽銀行	34,584
株式会社関西みらい銀行	34,173

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、株式会社Funtocoの株式を取得することを決議しました。

同社は「生まれた場所や環境に関わらず、人生でチャンスを掴める世界を創る」をビジョンに掲げ、特定技能制度を中心とした外国人人材紹介の事業を行う会社で、特に介護領域への紹介を強みにしております。

「介護家族が心の介護に向き合い、高齢者が笑顔で居る社会」の実現に向け、グループ全体で邁進していくとともに、相互に連携することでシナジーを高め、企業価値のさらなる向上を目指すべく、資本業務提携に至りました。

当該株式取得により、当連結会計年度より、同社は当社の持分法適用会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項（2025年10月31日現在）

当社は2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各株式数については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。

- (1) 発行可能株式の総数 13,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,059,080株
- (3) 株主数 1,745名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
榎並 将志	1,620,560 株	39.93 %
楽天証券株式会社	151,800	3.74
金田 喜人	116,800	2.88
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	103,000	2.54
丸谷 和徳	100,000	2.46
株式会社FDS	91,400	2.25
アクサ生命保険株式会社	90,000	2.22
住友生命保険相互会社	90,000	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口T6K157001)	78,000	1.92
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	71,800	1.77

- (注) 1. 持株比率は自己株式(270株)を控除して算出しております。
2. 2025年12月5日付で、公衆の総覧に供されている大量保有報告書において、2025年11月28日現在でパーム・インベストメント・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドが222,300株（保有割合5.48%）を保有している旨が記載しております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上位大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回 新株予約権	第5回 新株予約権
発行決議の日		2020年7月14日	2023年1月27日
保有状況	取締役（監査等委員を除く）	1名 138個	1名 150個
	取締役（監査等委員）	1名 35個	—
新株予約権の目的となる株式の種類		当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		10,380株	9,000株
新株予約権の払込金額		無償	無償
権利行使時に出資される財産の価額		547円	547円
行使の条件		(注)	(注)
新株予約権の行使可能期間		自 2022年8月1日 至 2030年6月30日	自 2025年2月1日 至 2032年12月31日

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使時に出資される財産の価額は、当該株式分割後の株数及び金額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

① 取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎並 将志	株式会社ケアサンク 取締役
取締役	木下 裕司	コーポレート本部長
取締役※	宝田 めぐみ	宝田グローバルアドバイザーズ株式会社 代表取締役 株式会社東武住販 社外取締役 株式会社タカシヨー 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	鵜飼 明子	株式会社ケアサンク 監査役
取締役※ (監査等委員)	岩崎 良亮	有限会社岩崎商店 代表取締役
取締役※ (監査等委員)	牧野 誠司	弁護士法人賢誠総合法律事務所 代表社員 株式会社コード 取締役 矢野食品株式会社 監査役 特定NPO法人セカンドハーベスト京都 監事 株式会社Public Leaders 代表取締役

- (注) 1. ※は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 当社は、社外取締役 宝田めぐみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社は、監査等委員である社外取締役 岩崎良亮氏及び牧野誠司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 岩崎良亮氏は公認会計士資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	西脇 和弘	インパクト戦略部部長
執行役員	渡邊 拓也	シニアライフサポート部部長
執行役員	鎌田 将晴	コーポレート部部長 株式会社ケアサンク 取締役

(2) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鵜飼明子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役3名との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての取締役であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	対象となる役員の員数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (1)	38,700 (1,800)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	15,000 (6,600)
合 計 (うち社外取締役)	7 (3)	53,700 (8,400)

(注) 期末現在の監査等委員である取締役の人員は3名（うち社外取締役2名）であります。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年1月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年1月28日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の内容についての決定方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

＜決定方針の決定方法＞

決定方針については、取締役会において決定しております。

＜決定方針の内容の概要＞

基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬のみで構成する。

(1) 基本報酬（固定報酬）

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、職掌範囲、コンピテンシー評価に応じて、他社水準、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(2) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議により決定するものとする。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職先「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであり、宝田めぐみ氏、岩崎良亮氏及び牧野誠司氏と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び主な活動状況
取締役	宝田 めぐみ	取締役就任後に開催された取締役会11回のうち11回出席し、外資系企業や証券会社での勤務経験とCFAとしての専門的な見地から、適宜及び適切な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩崎 良亮	当事業年度取締役会15回開催のうち15回出席、監査等委員会15回開催のうち15回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的な見地から、適宜及び適切な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	牧野 誠司	当事業年度取締役会15回開催のうち15回出席、監査等委員会15回開催のうち15回出席し、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、客観的な視点から適宜質問及び指摘を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	22,500千円	一千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント推進委員会を設置する。
- b. 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動規範を制定し、当社に周知徹底を図る。
- c. 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス内部通報規程に基づき、当社のコンプライアンス総合窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
- d. 監査部門は、業務執行部門から独立し、当社における業務の適正性及び効率性につき監視を行う。
- e. 監査は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- b. 当社は、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
 - b. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を業務規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査等委員の職務を補助する従業員（監査等委員補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置する際には、あらかじめ監査等委員に同意を求めるによつて、当該監査等委員補助者の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保し、予算を策定する。
 - b. 取締役は、監査等委員補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員の同意を得るものとする。
 - c. 監査等委員補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査等委員会に報告する。
 - b. 監査等委員が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - c. 当社のコンプライアンス部門は、当社のコンプライアンス相談窓口に報告された事項を、都度監査等委員会に対して報告する。当社は、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
 - d. 監査等委員会への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
 - e. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ従業員との連絡会を開催し報告を受ける。

- f. 従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
a. 監査等委員会は、監査費用の予算、監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議する。
b. 当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 代表取締役と会計監査人は、監査等委員と定期的な面談を行う。
b. 取締役は、監査等委員の職務の適切な遂行のため、会社の関係者（取締役、業務執行者、監査等委員、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。
c. 取締役は、監査等委員の職務の遂行に当たり、監査等委員が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。
- ⑨ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 「関連会社管理規程」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。
b. 当社の取締役の一人を関係会社管理責任者として任命し、子会社の管理及び監督を行う。
c. 子会社の業務運営に関して定期的に監査を行い、監査の結果必要な是正措置が求められる場合、子会社に速やかに対処を求める。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
① コンプライアンス及びリスク管理体制に関する取組み
当社は、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進のため、以下の事項を実施しております。
 - ・「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」の規定
 - ・コンプライアンス委員会（社長を委員長とする）及びリスクマネジメント推進委員会の定期的開催
 - ・内部監査室による各業務における諸法令及び諸規程の遵守状況の定期的監査
 - ・内部通報制度の整備による法令及び企業倫理違反の早期発見と迅速な対応
 - ・役員及び従業員に対する動画聴講等によるコンプライアンス教育

② 取締役の職務の執行について

当社は、当事業年度において取締役会、経営会議を原則として毎月1回開催、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各取締役より業務執行状況が報告され、重要事項について審議し、決議が行われております。社外取締役は独立した立場から必要な発言や助言を行つたうえで決議に加わり、経営の監視・監督を行っております。

③ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員会は、以下の事項を実施し、当事業年度において監査等委員会を原則として毎月1回開催、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を行い、経営監視機能の強化・向上を図っております。

- ・取締役会等の重要会議への出席
- ・各取締役及び使用人と意見交換できる定期的機会の確保
- ・コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント推進委員会への出席
- ・重要な決裁書類等の閲覧
- ・会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換による連携

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えているため、内部留保資金の充実を図り、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等の原資として有効活用し、企業価値をさらに高めることで株主の期待に応えていきたいという考えがあります。

今後の配当政策の基本方針としましては、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 1,006,461 | 流 動 負 債                 | 429,910   |
| 現 金 及 び 預 金     | 657,258   | 一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 28,184    |
| 売 掛 金           | 289,899   | 未 払 金                   | 107,289   |
| そ の 他           | 59,493    | 未 払 費 用                 | 84,017    |
| 貸 倒 引 当 金       | △190      | 未 払 法 人 税 等             | 56,673    |
| 固 定 資 産         | 370,308   | 契 約 負 債                 | 8,376     |
| 有 形 固 定 資 産     | 72,857    | 返 金 負 債                 | 26,286    |
| 建 物 附 屬 設 備     | 63,718    | 預 り 金                   | 19,322    |
| 工 具 器 具 備 品     | 9,138     | 賞 与 引 当 金               | 58,995    |
| 無 形 固 定 資 産     | 22,483    | そ の 他                   | 40,767    |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 22,483    | 固 定 負 債                 | 134,425   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 274,967   | 長 期 借 入 金               | 97,347    |
| 敷 金             | 76,787    | 資 産 除 去 債 務             | 23,906    |
| 関 係 会 社 株 式     | 119,931   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 13,172    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 72,235    | 負 債 合 計                 | 564,336   |
| そ の 他           | 6,373     | (純 資 産 の 部)             |           |
| 貸 倒 引 当 金       | △360      | 株 主 資 本                 | 813,474   |
| 繰 延 資 産         | 1,041     | 資 本 金                   | 270,440   |
| 株 式 交 付 費       | 1,041     | 資 本 剰 余 金               | 220,440   |
| 資 産 合 計         | 1,377,811 | 利 益 剰 余 金               | 322,891   |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △297      |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 813,474   |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 1,377,811 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                           |  |  |  | 金 額       |
|-------------------------------|--|--|--|-----------|
| 営 業 収 益                       |  |  |  | 1,872,987 |
| 営 業 費 用                       |  |  |  | 1,758,339 |
| 営 業 利 益                       |  |  |  | 114,647   |
| 営 業 外 収 益                     |  |  |  |           |
| 受 取 利 息                       |  |  |  | 1,009     |
| 受 取 配 当 金                     |  |  |  | 2         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           |  |  |  | 3,264     |
| 受 取 手 数 料                     |  |  |  | 839       |
|                               |  |  |  | 5,115     |
| 営 業 外 費 用                     |  |  |  |           |
| 支 払 利 息                       |  |  |  | 1,382     |
| 株 式 交 付 費 償 却                 |  |  |  | 1,167     |
| 雜 損 損 失                       |  |  |  | 158       |
| 経 常 利 益                       |  |  |  | 2,708     |
| 特 別 損 失                       |  |  |  | 117,054   |
| 減 損 損 失                       |  |  |  | 2,667     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 |  |  |  | 218       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |  |  |  | 2,885     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |  |  |  | 55,817    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |  |  |  | △31,320   |
| 当 期 純 利 益                     |  |  |  | 24,497    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |  |  |  | 89,670    |
|                               |  |  |  | 89,670    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

|                 | 株主資本    |         |         |      |
|-----------------|---------|---------|---------|------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式 |
| 当期首残高           | 268,061 | 218,061 | 233,220 | △194 |
| 当期変動額           |         |         |         |      |
| 新株の発行           | 2,379   | 2,379   |         |      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         |         | 89,670  |      |
| 自己株式の取得         |         |         |         | △103 |
| 当期変動額合計         | 2,379   | 2,379   | 89,670  | △103 |
| 当期末残高           | 270,440 | 220,440 | 322,891 | △297 |
|                 | 株主資本    | 純資産合計   |         |      |
|                 | 株主資本合計  |         |         |      |
| 当期首残高           | 719,148 | 719,148 |         |      |
| 当期変動額           |         |         |         |      |
| 新株の発行           | 4,758   | 4,758   |         |      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 89,670  | 89,670  |         |      |
| 自己株式の取得         | △103    | △103    |         |      |
| 当期変動額合計         | 94,326  | 94,326  |         |      |
| 当期末残高           | 813,474 | 813,474 |         |      |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社ケアサンク

なお、株式会社ケアサンクについては、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結子会社に含めることとしております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

##### (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

##### (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産または損益に関する事項

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

###### ① 非連結子会社

該当事項はありません。

###### ② 関連会社

株式会社Funtoco

なお、株式会社Funtocoは、当連結会計年度中に新たに株式会社Funtocoの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることといたしました。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

該当事項はありません。

##### (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

##### (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用……………7年～8年の均等償却によっております。

### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

### 6. 収益及び費用の計上基準

(1) シニアライフサポート事業

シニアライフサポート事業における履行義務は、入居検討者が希望する条件や必要な設備等が備わっているシニアホームを紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社からシニアホームへ紹介した入居検討者がシニアホームへ入居した日を履行義務の充足日として収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3か月以内に受領しており、当該シニアホーム運営事業者との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

また、主に契約後3か月以内の解約に対して返還条項を設定しており、その場合においては入居後3か月以内の退去について対価の一部を返金する義務を有しております。過去の実績等により返金額を見積り、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

(2) シニアホームコンサルティング事業

シニアホームコンサルティング事業は、主にシニアホームに関連する運営マッチングを提供しております。運営マッチングは、主に第三者間のニーズのマッチングを行い、マッチング成立に関する義務を負っております。

当該履行義務は、第三者間での取引契約の成立及び物件の引渡の時点で充足すると判断し、当該契約及び引渡の時点で収益を認識しております。

### 7. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………株式交付費は、3年間の均等償却によっております。

(2) 退職給付に係る……………従業員の将来の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき算定した期末負債の計上基準 要支給額を計上しております。

## 会計上の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(株式会社笑美面における繰延税金資産の回収可能性)

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 72,235千円

- 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

将来の課税所得の見積りは、経営計画を基礎としており、そこで主要な仮定は、シニアライフサポート事業におけるコーディネーター数及び一人当たり成約件数並びに平均単価であります。

シニアライフサポート事業におけるコーディネーター数及び一人当たり成約件数並びに平均単価は主として当期以前の実績数値を基に、翌連結会計年度以降の施策及び市場環境等を加味して、予測、算定しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額

|        |          |
|--------|----------|
| 建物附属設備 | 6,057千円  |
| 工具器具備品 | 4,284千円  |
| 計      | 10,341千円 |

- 有形固定資産の減損損失累計額

|        |         |
|--------|---------|
| 建物附属設備 | 4,904千円 |
| 工具器具備品 | 548千円   |
| 計      | 5,453千円 |

- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越限度額の総額 | 150,000千円 |
| 貸出実行残高     | 一千円       |
| 差引額        | 150,000千円 |

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(経緯)

当社神田オフィスについては、2026年2月の移転が決定していることにより、将来回収可能性が低くなつたことから、減損損失を計上いたしました。

(減損損失の金額)

(単位：千円)

| 種類     | 金額    |
|--------|-------|
| 建物附属設備 | 2,634 |
| 工具器具備品 | 33    |
| 合計     | 2,667 |

(グループ化の方法)

各営業拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位として集計しました。

(回収可能価額の算定方法等)

使用価値をゼロとして算定しました。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

4,059,080株

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して発行済み株式の総数を記載しております。

### 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数に関する事項

普通株式

270株

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して自己株式の数を記載しております。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

①第1回新株予約権（2018年4月25日臨時株主総会決議）

普通株式

840株

②第3回新株予約権（2020年7月14日臨時株主総会決議）

普通株式

26,700株

③第4回新株予約権（2021年10月22日臨時株主総会決議）

普通株式

22,680株

④第5回新株予約権（2023年1月27日臨時株主総会決議）

普通株式

72,600株

⑤第6回新株予約権（2023年1月27日臨時株主総会決議）

## 普通株式

4,800株

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行からの借入及び増資による方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、月末に残高の確認を行い、回収遅滞の早期把握を図っております。

未払金・未払費用は、その全てが1年以内の支払期日です。

長期借入金は運転資金に係る資金調達であります。

これらの債務はそれぞれ流動性リスクに晒されていますが、隨時資金計画を作成し、定期的に取締役に報告を行い、流動性リスクを管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 金融商品                   | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|------------------------|------------|---------|--------|
| 長期借入金<br>(1年内返済予定分を含む) | 125,531    | 123,632 | △1,898 |
| 負債合計                   | 125,531    | 123,632 | △1,898 |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」については、現金保有はなく、また預金、売掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 関係会社株式（非上場株式） | 119,931    |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

|                        | 時価（千円） |         |      |         |
|------------------------|--------|---------|------|---------|
|                        | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定分を含む) | —      | 123,632 | —    | 123,632 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

変動金利分に関しては、短期間で金利を見直しており、時価と簿価は近似しているため、簿価を時価とみなしております。固定金利分に関しては、元利金の合計額を新規に同様の借入を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| サービスの名称          | 営業収益      |
|------------------|-----------|
| シニアライフサポート事業     | 1,549,100 |
| シニアホームコンサルティング事業 | 323,886   |
| 顧客との契約から生じる収益    | 1,872,987 |
| その他の収益           | -         |
| 外部顧客への営業収益       | 1,872,987 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①返金負債及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度 |        |
|------|---------|--------|
|      | 期首残高    | 期末残高   |
| 返金負債 | 12,313  | 26,286 |
| 契約負債 | 8,177   | 8,376  |

当社では、将来予想される返金に関しては、販売時に収益を認識せず顧客への返金が見込まれる金額について返金負債を計上しております。

また契約負債はケアプライム事業における広告掲載売上に関する前受金です。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,177千円であります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 200円42銭

1 株当たり当期純利益 22円12銭

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を記載しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、2025年10月10日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025年11月1日付で、株式の分割及び定款の一部変更を行っております。

### 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性を向上させ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2025年10月31日（金曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

#### (2) 分割により増加する株式数

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | 2,029,540株  |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 2,029,540株  |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | 4,059,080株  |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | 13,200,000株 |

#### (3) 分割の日程

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 基準日公告日 | 2025年10月16日 |
| ② 基準日    | 2025年10月31日 |
| ③ 効力発生日  | 2025年11月1日  |

#### (4) 新株予約権行使価額等の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの権利行使価額を2025年11月1日以降、次のとおり調整いたしました。また、行使されていない新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、30株から60株に調整いたしました。

| 新株予約権（発行決議日）          | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|-----------------------|---------|---------|
| 第1回新株予約権（2018年4月25日）  | 17円     | 9円      |
| 第3回新株予約権（2020年7月14日）  | 1,094円  | 547円    |
| 第4回新株予約権（2021年10月22日） | 1,094円  | 547円    |
| 第5回新株予約権（2023年1月27日）  | 1,094円  | 547円    |
| 第6回新株予約権（2023年1月27日）  | 1,094円  | 547円    |

#### (5) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

### 3. 定款の一部変更について

#### (1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年11月1日をもって当社定款第5条の発行可能株式総数を以下のとおり変更いたしました。

#### (2) 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                       | 変更案                                                         |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 第5条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>6,600,000</u> 株<br>とする。 | 第5条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、 <u>13,200,000</u> 株<br>とする。 |

#### (3) 変更の日程

定款変更取締役会決議日 2025年10月10日(金)

定款変更効力発生日 2025年11月1日(土)

## (募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行)

当社は、2025年12月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員、並びに当社子会社の取締役に対し新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### 1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

「2. 発行の概要（7）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2028年10月期から2030年10月期までのいずれかの事業年度（以下、「判定事業年度」という。）において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された当社の営業利益が、下記（a）から（c）の各号に掲げる条件を満たした場合、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合のうち最も高い割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出された数を上限として本新株予約権を行使することができるものとしております。

- (a) 判定事業年度において営業利益の額が670百万円を超過した場合：行使可能割合 30%
- (b) 判定事業年度において営業利益の額が780百万円を超過した場合：行使可能割合 50%
- (c) 判定事業年度において営業利益の額が1,009百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

当該目標は、当社の中期経営計画における2029年10月期の連結営業利益目標と一致しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数4,059,080株に対して約5.1%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### 2. 発行の概要

#### （1）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

- 当社取締役 2名 1,054個
- 当社従業員 5名 661個
- 当社子会社取締役 1名 365個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,080個

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金951円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年2月1日から2036年1月8日までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2028年10月期から2030年10月期までのいずれかの事業年度（以下、「判定事業年度」という。）において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された当社の営業利益が、下記（a）から（c）の各号に掲げる条件を満たした場合、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合のうち最も高い割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出された数を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。

(a) 判定事業年度において営業利益の額が670百万円を超えた場合：行使可能割合 30%

(b) 判定事業年度において営業利益の額が780百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

(c) 判定事業年度において営業利益の額が1,009百万円を超えた場合:行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（12）新株予約権の割当日

2026年1月9日

（13）新株予約権証券の発行に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

（14）新株予約権の払込期日

2026年1月9日

（多額な資金の借入）

当社は、2025年12月24日に株式会社三井住友銀行との当座貸越契約に基づき、運転資金の借り入れを実施しております。

|       |             |
|-------|-------------|
| 借入先   | 株式会社三井住友銀行  |
| 借入額   | 1億円         |
| 借入金利  | 基準金利+スプレッド  |
| 借入日   | 2025年12月24日 |
| 返済期日  | 2026年2月27日  |
| 担保の有無 | 無           |
| 保証の有無 | 無           |

## (資本金の額の減少)

当社は、2025年12月26日開催の当社取締役会において、2026年1月30日開催予定の第16期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金の額の減少の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

### 2. 減資の要領

#### (1) 減少する資本金の額

2025年10月31日時点の資本金の額270,440,680円のうち、220,440,680円を減少させ、50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が本減資の効力発生日までに行使された場合は、当該新株予約権の行使に伴い増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を50,000,000円といたします。

#### (2) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

### 3. 減資の日程

|                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日      | 2025年12月26日    |
| (2) 定時株主総会決議日    | 2026年1月30日（予定） |
| (3) 債権者異議申述公告日   | 2026年2月10日（予定） |
| (4) 債権者異議申述期間最終日 | 2026年3月10日（予定） |
| (5) 減資の効力発生日     | 2026年3月31日（予定） |

### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の額及び発行済株式総数の変動ではなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、本件は2026年1月30日開催予定の第16期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>819,582</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>331,409</b>   |
| 現金及び預金          | 542,186          | 一年内返済予定長期借入金    | 23,608           |
| 売掛金             | 238,144          | 未払金             | 94,940           |
| 前渡金             | 3,278            | 未払費用            | 74,147           |
| 前払費用            | 20,364           | 未払法人税等          | 6,102            |
| その他の            | 15,811           | 未払消費税等          | 22,428           |
| 貸倒引当金           | △202             | 契約負債            | 8,376            |
| <b>固定資産</b>     | <b>333,003</b>   | 返金負債            | 26,286           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>49,228</b>    | 預り金             | 16,483           |
| 建物附属設備          | 43,054           | 賞与引当金           | 58,995           |
| 工具器具備品          | 6,173            | その他の            | 41               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>22,483</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>98,075</b>    |
| ソフトウエア          | 22,483           | 長期借入金           | 67,339           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>261,292</b>   | 退職給付引当金         | 13,172           |
| 出資金             | 50               | 資産除去債務          | 17,564           |
| 敷金              | 62,239           | <b>負債合計</b>     | <b>429,484</b>   |
| 関係会社株式          | 127,491          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 長期貸付金           | 1,352            | <b>株主資本</b>     | <b>724,141</b>   |
| 差入保証金           | 600              | 資本金             | 270,440          |
| 破産更生債権          | 360              | 資本剰余金           | 220,440          |
| 長期前払費用          | 1,749            | 資本準備金           | 220,440          |
| 繰延税金資産          | 67,808           | 利益剰余金           | 233,558          |
| その他の            | 0                | その他利益剰余金        | 233,558          |
| 貸倒引当金           | △360             | 繰越利益剰余金         | 233,558          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>1,041</b>     | 自己株式            | △297             |
| 株式交付費           | 1,041            | <b>純資産合計</b>    | <b>724,141</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,153,626</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,153,626</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                        |  |  |  |  | 金 額              |
|----------------------------|--|--|--|--|------------------|
| <b>営 業 収 益</b>             |  |  |  |  |                  |
| 入 居 者 紹 介 手 数 料            |  |  |  |  | 1,513,521        |
| 業 務 受 託 収 入                |  |  |  |  | 20,145           |
| そ の 他 の 収 入                |  |  |  |  | 54,528           |
|                            |  |  |  |  | <b>1,588,196</b> |
|                            |  |  |  |  | <b>1,607,050</b> |
|                            |  |  |  |  | <b>△18,854</b>   |
| <b>営 業 費 用</b>             |  |  |  |  |                  |
| <b>営 業 損 失 (△)</b>         |  |  |  |  |                  |
| <b>営 業 外 収 益</b>           |  |  |  |  |                  |
| 受 取 利 息                    |  |  |  |  | 1,042            |
| 受 取 配 当 金                  |  |  |  |  | 2                |
| 受 取 手 数 料                  |  |  |  |  | 567              |
|                            |  |  |  |  | <b>1,611</b>     |
| <b>営 業 外 費 用</b>           |  |  |  |  |                  |
| 支 払 利 息                    |  |  |  |  | 1,335            |
| 株 式 交 付 費                  |  |  |  |  | 1,167            |
| 雜 損 失                      |  |  |  |  | 149              |
| <b>経 常 損 失 (△)</b>         |  |  |  |  | <b>2,652</b>     |
|                            |  |  |  |  | <b>△19,895</b>   |
| <b>特 別 損 失</b>             |  |  |  |  |                  |
| 固 定 資 産 除 却 損              |  |  |  |  | 218              |
| 減 損 損 失                    |  |  |  |  | 2,667            |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 (△)</b> |  |  |  |  | <b>2,885</b>     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税      |  |  |  |  | 5,247            |
| 法 人 税 等 調 整 額              |  |  |  |  | △26,892          |
| <b>当 期 純 損 失 (△)</b>       |  |  |  |  | <b>△21,645</b>   |
|                            |  |  |  |  | <b>△1,136</b>    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)  
2025年10月31日まで)

(単位:千円)

|           | 株主資本    |          |         |       | 自己株式 |  |
|-----------|---------|----------|---------|-------|------|--|
|           | 資本金     | 資本剰余金    | 利益剰余金   | 資本準備金 |      |  |
|           |         | その他利益剰余金 | 繰越利益剰余金 |       |      |  |
| 当期首残高     | 268,061 | 218,061  | 234,694 |       | △194 |  |
| 当期変動額     |         |          |         |       |      |  |
| 新株の発行     | 2,379   | 2,379    |         |       |      |  |
| 当期純損失 (△) |         |          | △1,136  |       |      |  |
| 自己株式の取得   |         |          |         |       | △103 |  |
| 当期変動額合計   | 2,379   | 2,379    | △1,136  |       | △103 |  |
| 当期末残高     | 270,440 | 220,440  | 233,558 |       | △297 |  |
|           | 株主資本    | 純資産合計    |         |       |      |  |
|           | 株主資本合計  |          |         |       |      |  |
| 当期首残高     | 720,622 | 720,622  |         |       |      |  |
| 当期変動額     |         |          |         |       |      |  |
| 新株の発行     | 4,758   | 4,758    |         |       |      |  |
| 当期純損失 (△) | △1,136  | △1,136   |         |       |      |  |
| 自己株式の取得   | △103    | △103     |         |       |      |  |
| 当期変動額合計   | 3,519   | 3,519    |         |       |      |  |
| 当期末残高     | 724,141 | 724,141  |         |       |      |  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

##### (2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長 期 前 払 費 用……………7年～8年の均等償却によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の将来の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき算定した期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社における履行義務は、入居検討者が希望する条件や必要な設備等が備わっているシニアホームを紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社からシニアホームへ紹介した入居検討者がシニアホームへ入居した日を履行義務の充足日として収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足後、概ね3か月以内に受領しており、当該シニアホーム運営事業者との契約に基づく債権について、重要な金融要素は含まれておりません。

また、主に契約後3か月以内の解約に対して返還条項を設定しており、その場合においては入居後3か月以内の退去について対価の一部を返金する義務を有しております。過去の実績等により返金額を見積り、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費……………株式交付費は、3年間の均等償却によっております。

## 会計上の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。  
なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 67,808千円
- 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項  
「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

|        |         |
|--------|---------|
| 建物附属設備 | 5,658千円 |
| 工具器具備品 | 3,801千円 |
| 計      | 9,459千円 |

### 2. 有形固定資産の減損損失累計額

|        |         |
|--------|---------|
| 建物附属設備 | 4,904千円 |
| 工具器具備品 | 548千円   |
| 計      | 5,453千円 |

### 3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越限度額の総額 | 150,000千円 |
| 貸出実行残高     | 一千円       |
| 差引額        | 150,000千円 |

### 4. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は次のとおりであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 14,457千円 |
|----------------|----------|

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の総額

|                |          |
|----------------|----------|
| 営業取引(収入分)      | 39,096千円 |
| 営業取引以外の取引(収入分) | 99千円     |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度の末日における自己株式の数に関する事項

普通株式

270株

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して自己株式の数を記載しております。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 賞与引当金                 | 18,052千円 |
| 未払費用（賞与引当分）           | 2,812千円  |
| 返金負債                  | 7,999千円  |
| 資産除去債務                | 5,532千円  |
| 退職給付引当金               | 4,149千円  |
| 税務上の繰越欠損金             | 41,660千円 |
| その他                   | 1,040千円  |
| 小計                    | 81,247千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | －千円      |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △8,836千円 |
| 合計                    | 72,411千円 |

#### 繰延税金負債

|                |         |
|----------------|---------|
| 有形固定資産（資産除去債務） | 4,021千円 |
| 未収還付事業税        | 581千円   |
| 合計             | 4,603千円 |

#### 繰延税金資産純額

67,808千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 178円41銭

1株当たり当期純損失（△） △0円28銭

（注）2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月26日

株式会社 笑美面  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社笑美面の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社笑美面及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月26日

株式会社 笑美面  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社笑美面の2024年11月1日から2025年10月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は2024年11月1日から2025年10月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の監査役を兼務しております、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

後発事象に関する認識は、計算関係書類の重要な後発事象に関する注記の内容と同様です。

2025年12月26日

|         |        |
|---------|--------|
| 株式会社笑美面 | 監査等委員会 |
| 常勤監査等委員 | 鵜飼 明子  |
| 監査等委員   | 岩崎 良亮  |
| 監査等委員   | 牧野 誠司  |

（注）監査等委員岩崎良亮及び牧野誠司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社は、取締役会及び執行役員制度による経営体制の柔軟化を図るため、現行定款第22条において定めている最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）の選定規定を削除し、条文の見出しを「代表取締役、役付取締役」とする変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                        | 変 更 案                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                         | 第1章 総則                                                                                          |
| 第1条～第21条（条文省略）                                                                                 | 第1条～第21条（現行どおり）                                                                                 |
| 第22条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者及び最高財務責任者）<br>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 | 第22条（代表取締役、役付取締役）<br>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。                           |
| 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。        | 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。<br>(削除) |
| 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を選定することができる。   | 第23条～第42条（現行どおり）                                                                                |
| 第23条～第42条（条文省略）                                                                                |                                                                                                 |

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

なお、本減資は無償減資であり、株主への払戻しは行わず、純資産額に変更はございません。

したがって、会社の財務基盤に実質的な影響を与えるものではなく、適切な債権者保護手続を経たうえで実施いたします。

### 1. 減少する資本金の額

第16期事業年度の末日である2025年10月末時点の資本金の額270,440,680円うち220,440,680円を減少して50,000,000円といたします。

なお、当社が発行する権利行使が可能な新株予約権が、効力発生日である2026年3月31日までに行使された場合には、減少後の資本金の額は、当該新株予約権の行使に伴い増加する資本金の額が加算された額に変動いたします。

### 2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を強化し、財務戦略を一層推進するため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                      |                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数    |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | えなみまさし<br>榎並将志<br>(1984年6月4日)        | 2006年7月<br>2010年9月<br>2011年4月<br>2011年6月<br>2012年6月<br>2024年9月                          | 南栄商事(株) 入社 取締役<br>(株)トータルプロデュース（現(株)笑美面） 設立<br>南栄商事(株) 専務取締役<br>当社 代表取締役社長（現任）<br>トータルプランニング有限責任事業組合／職務執行者<br>(株)ケアサンク 取締役（現任）                                                                                 | 1,620,560<br>株 |
| 2     | きのしたひろし<br>木下裕司<br>(1975年10月27日)     | 1998年4月<br>2005年2月<br>2017年4月<br>2017年7月<br>2019年11月<br>2022年11月<br>2025年1月<br>2025年11月 | 信州ミサワホーム(株) 入社<br>(株)リクルート 入社（2012年10月(株)リクルート住まいカンパニーへ分社化）<br>当社 入社<br>当社 経営企画室室長<br>当社 取締役C O O 兼シニアライフサポート事業部長<br>兼事業企画部 部長<br>当社 取締役C O O 兼ケアプライムコミュニティ推進部部長<br>当社 取締役兼コーポレート本部長<br>当社 常務取締役兼コーポレート本部長（現任） | 9,720株         |
| 3     | ※<br>かまたまさはる<br>鎌田将晴<br>(1995年4月16日) | 2017年3月<br>2020年7月<br>2020年10月<br>2024年3月<br>2024年12月<br>2025年4月<br>2025年5月             | 有限責任監査法人トーマツ 入所<br>公認会計士 登録<br>(株)グッピーズ（現(株)メドレー） 入社<br>(株)パブリックテクノロジーズ 入社 取締役C F O<br>当社 入社 コーポレート部部長<br>当社 執行役員兼コーポレート部部長（現任）<br>(株)ケアサンク 取締役（現任）                                                            | 1,000株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
| 4     | たからだ めぐみ<br>宝田 めぐみ<br>(1959年3月10日) | <p>1981年4月 国際電信電話㈱（現KDDI㈱）入社<br/>           1981年12月 KLMオランダ航空㈱入社<br/>           1995年6月 東洋証券㈱ 入社<br/>           1997年6月 メリルリンチ証券㈱（現B of A証券㈱）入社<br/>           1998年7月 メリルリンチ投信投資顧問㈱（現ブラックロック・ジャパン㈱）入社<br/>           2001年6月 東洋証券㈱ 入社<br/>           2011年11月 一般社団法人日本CFA協会 理事<br/>           2017年11月 同協会 副会長<br/>           2019年11月 同協会 会長<br/>           2024年7月 宝田グローバルアドバイザーズ㈱ 代表取締役（現任）<br/>           2024年8月 (㈱)東武住販 社外取締役（現任）<br/>           2025年1月 当社 社外取締役（現任）<br/>           2025年4月 (㈱)タカシヨー 社外取締役（現任）</p> |  | 一株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. ※は新任の取締役候補者であります。  
 3. 宝田めぐみ氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 宝田めぐみ氏は、外資系企業や証券会社での勤務経験のほか、CFA (Chartered Financial Analyst) 資格を有しておりますことから、専門知識を活かして投資家との対話や情報発信に關し取締役会に対して有益なご意見やご指摘をいただくこと、また、経営に対して多様な視点からの助言と監督をしていただけることを期待して、社外取締役候補者としました。  
 5. 宝田めぐみ氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。  
 6. 当社は、社外取締役 宝田めぐみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 7. 当社は、宝田めぐみ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。  
 8. 当社は、2025年12月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で契約更新しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
 9. 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。各候補者が所有する株式の数は、当該株式分割後の株数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役鵜飼明子氏が、本定時株主総会終結のときをもって辞任することに伴い、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                               |                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| ※<br>ももなおこ<br>百々なお子<br>(1981年1月26日) | 2007年12月<br>2018年4月<br>2022年1月<br>2022年1月<br>2023年8月<br>2025年2月<br>2025年7月<br>2025年7月<br>2025年8月 | あづさ監査法人（現有限責任 あづさ監査法人）入所<br>有限責任 あづさ監査法人 再入所<br>(株)Antway 経営管理部 入社<br>百々なお子公認会計士事務所 代表（現任）<br>mederi(株) 常勤監査役<br>同社 経営管理本部長<br>日本公認会計士協会千葉会 幹事（現任）<br>同協会本部 女性会計士活躍促進協議会 委員（現任）<br>レバレジーズ(株) (mederi(株)組織再編に伴う異動) | 一株                  |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※は新任の取締役候補者であります。

3. 百々なお子氏の戸籍上の氏名は北村なお子であります。

4. 当社は、2025年12月1日付で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で契約更新しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、かなで監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会はかなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の今後の経営体制や事業展開を十分に理解したうえで機動的かつ迅速な監査が期待できること、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年10月1日現在)

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 名 称        | かなで監査法人               |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目2番10号     |
| 沿 革        | 2020年10月 かなで監査法人設立    |
| 概 要        | 社職員数 174名<br>監査先数 82社 |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 トレードピア淀屋橋19階  
TKPガーデンシティ大阪淀屋橋 バンケット19A



交通 大阪メトロ御堂筋線  
京阪本線  
大阪メトロ堺筋線

「淀屋橋駅」8番出口徒歩5分  
「淀屋橋駅」19番出口徒歩5分  
「北浜駅」 2番出口徒歩5分